

平成 22 年度に導入する措置の実施状況について

(財) 日本容器包装リサイクル協会

1. 優先枠の運営における総合的な評価の導入

プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ（平成22年入札に向けた取りまとめ）を踏まえ、平成22年度入札より、優先事業者に対する総合的な評価を導入した。

(1) 総合的な評価の実施について

①総合的な評価の指標を設定

外部有識者からなる「プラスチック製容器包装再商品化事業者の総合的な評価に係る検討委員会」において審議して決定した。

②評価指標やウェイト付けなどの公表（別紙1）

平成21年10月16日付けで平成22年度登録申請事業者へ通知した。

(2) 優先枠の運営方法等

①仕組みの構築（別紙2）

平成 22 年度より材料リサイクル優先事業者の総合的な評価を実施し、優先枠内での落札可能量に対して反映した。入札方法については、平成 21 年 12 月 17 日の入札説明会において登録事業者へ説明した。

(平成 22 年度 入札方法概要)：国との調整により数値を決定

- ・市町村申込量の 50%を優先枠とし、50%を一般（非優先）枠に設定。

- ・優先枠を A 枠、B 枠に分割

A 枠の総量（設定）：B 枠の総量（設定）＝ 4 : 1

A 枠の競争率を 1.05 程度に設定

- ・優先事業者各社は、それぞれ A 枠への落札可能量を有し、各社の優先落札可能量から A 枠落札可能量を引いた量が B 枠への落札可能量。
- ・優先事業者各社の A 枠落札可能量は、総合的な評価結果の順位によって 3 クラスに分けられ、それぞれのクラスによって決められた「係数」

による割合によって定められる。(クラス間の係数の差を5%、A枠の競争率を1.05程度に設定)

②経過措置等(別紙2)

平成22年度は初めて「A枠」が導入されるため、事業者毎に、平成21年度優先的取扱いを受けた量と平成22年度優先A枠での落札可能量の激変緩和措置を実施。

(3) 結果の通知・公表等

- ・12月17日に、入札説明会を開催し、A・B枠の量、倍率等を公表(激変緩和措置前)
- ・12月21日に、優先枠に係る個別事業者へ、評価結果及び落札可能量等を通知するとともに、A・B枠の量、倍率等を公表(激変緩和措置後)し、併せて、一般枠への志望変更の受付を開始(12月24日に志望変更の受付を終了)。
- ・12月28日に、志望変更後のA・B枠の量、倍率等を公表するとともに、入札を開始(1月21日に入札締切り)。

2. 容り協会の運営改善について

合同審議会の間取りまとめを受けて、容り協会に求められた運営改善の進捗状況については以下の通りです。

(1) 再商品化事業者の検査体制強化

- ・従来、年1回の立入検査を通告無しで実施してきたが平成21年度はこれに加え、下期にも通告無しで立入検査とサンプル採取を行い、品質測定を実施。優先基準未達の事業者に対しては措置の対象とする。来年度以降も、この体制を継続して実施する。

(2) 再商品化事業者の管理責任の明確化

- ・従来、再商品化事業者が提出する利用事業者の受領書により再商品化製品の販売状況を確認していたが、追加措置として再商品化事業者自らが利用事業者に対して「利用証明書」(半期ごと)の提出(協会宛)を求めることとし、再商品化事業者の管理責任を明確にした(平成21年度より)。

(3) 不適正行為に関する通報窓口の整備

- ・協会との契約再商品化事業者を対象に内部通報窓口を平成21年2月に設置し、5月19日には協会HPに通報窓口を新設、公表した。受け付

けた事案については、対応を確実に実施した。

- ・ 受付件数は合計 10 件（通報窓口受け付け：3 件）で、全てプラスチック製容器包装関連事項であり、事実確認を行った後、措置規程に基づき措置を発動した（契約解除 1 件）。

（4）市町村の再商品化事業者現地確認（別紙 3）

- ・ 平成 22 年度から市町村担当者が再商品化事業者を確認出来るよう、市町村と協会との契約書、覚書に係わる確認書を定め、市町村説明会で説明実施（11 月実施）。
- ・ 再商品化事業者と協会との再商品化実施契約書を変更し、12 月 17 日の入札説明会において説明実施。

（5）再商品化の進捗状況の管理

- ・ 毎月の生産管理月報の内容チェック及び立入検査における現場確認において確認は常時実施しており、問題が顕在化する前に事業者の指導を実施している。
- ・ 現場確認やチェック方法等についても月例会議において見直し、改善を継続実施している。

（6）手続きの適正性の確保等

- ・ 登録申請に関して、書類審査における取り扱い基準を改訂し、形式上の不備等については補正を指示した。書類審査不合格事業者には速やかに審査結果を通知、また最終審査の結果不合格事業者には、不合格理由を含めて通知を行った。
- ・ 「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」について、措置の加重、軽減をより明確化、市町村の現地確認に関する条項追加等の改訂を行い、12 月 17 日の入札説明会にて事業者へ説明を行った。

（7）登録審査の監査

- ・ 新たに外部監査人 2 名（弁護士、市民代表）を選任して、平成 22 年度登録申請判定会議への出席と監査を依頼した。その結果、登録審査判定が公正かつ適正に実施されていることが確認された（11 月 9 日実施）。

（8）守秘義務の遵守等

- ・ 協会で定めている「秘密情報管理規程」、「内部監査規程」に基く管理について、協会事務局会議において職員に再度徹底した。

3. 各主体における透明性の向上に係る措置について

(1) 市町村の利用しやすい情報提供（別紙4）

- ・ 分別収集を住民に呼びかけ日常的に啓発を行っている市町村を通じた情報提供が行われやすくなるよう、協会のホームページの掲載内容を10月26日より改訂し、市町村担当者説明会(11月)にて説明し、市町村のホームページにおける利用・活用を要請した。

(2) 消費者への情報提供の工夫

- ・ 再商品化による環境負荷低減効果の年次レポート作成について平成22年度中に検討。

(3) 再商品化製品の利用に関する情報開示

- ・ 協会ホームページへの現状以上の情報開示については、関係者等からの意見を参考にしながら慎重に実施。

4. 関係者による共創の促進

- ・ 地域における連携協働を促進するため、再商品化事業者からの情報を、プラスチックリサイクル推進協議会に必要な応じて提供。

材料リサイクル事業者の総合的評価の実施について

平成 21 年 10 月 16 日
財団法人 日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

H22 年度登録説明会にて示したように、材料リサイクルのうち、優先事業者については「総合的評価」を実施し、優先扱い（各社の A 枠および B 枠量）に反映することとする。

以下、その評価内容を説明するので周知いただきたい。

1．評価方法

採用した評価方法、評価項目等は、外部有識者からなる「プラスチック製容器包装再商品化事業者の総合的評価に係る検討委員会」によって検討・決定されたものであり、再商品化事業者（既契約事業者のみ）各位にも協力いただいたアンケート結果等も反映・勘案されたものである。

2．調査票への回答依頼

総合的評価項目の中、5 項目のデータについては、各社からの回答が必要となる。よって、別途通知する調査票（エクセル形式）に記入のうえ、Reins/郵送にて、回答いただきたく協力をお願いします（全材料リサイクル事業者対象。回答がない場合、その項目の加点はされないことになるので留意されたい）。

なお、提出締め切りは H21.11.13（Reins アップロード、郵送は消印日）とする。

3．注意事項

総合的評価は優先資格を有する材料リサイクル事業者について行う。ただし、優先判定通知が未実施であるため現時点では優先事業者が特定できない。また、総合的評価は次年度以降も継続実施予定であることや次年度以降から実施する評価内容も含まれることから、本通知・調査依頼は全ての材料リサイクル事業者に送付することとする。

4．評価結果の通知について

評価結果は入札前に落札可能量、優先量と共に各社に通知する。

なお、総合的評価の内容、評価結果（内容は未定）等は落札決定後に公表予定。

次頁以降に以下の資料を添付する。

- 1) 「優先材料リサイクル事業者についての総合的評価」
- 2) 表「総合的評価の評価項目と評点重み」

担当(質問は以下へ)

プラスチック容器事業部・浅川 薫

電話 03 - 5532 - 8583 FAX03 - 5532 - 8515 E-mail: asakawa@jcpra.or.jp

優先材料リサイクル事業者についての総合的評価

1. 材料リサイクルの目指す方向性 = 「あるべき姿」 (「手法検討会とりまとめ」内容より策定)
総合的評価は「あるべき姿」に向けた取組を促すべきものとの主旨に沿って策定された。

リサイクルの質・用途の高度化

フレーク・フラフやペレット等の再商品化製品の品質の向上と費用の低減といった再商品化の効率化を図るとともに、その利用製品の用途の高度化を図ることにより、プラスチック製品の原材料の消費の抑制につながるような資源性の高い再商品化製品又はその利用製品を得ること。

環境負荷の低減効果等

再商品化工程と再商品化製品の用途、および他工程利用プラスチックの全処理工程(例: RPF化等の前処理とその利用先)において、資源の有効利用と環境負荷の低減が図られたものとする。

再商品化事業の適正かつ確実な実施

再商品化義務が厳格かつ適切に履行されるとともに、消費者の信頼性を高めるため、必要十分な情報が分かり易く公開されること。

2. 評価項目

以下の三分野について評価する(詳細は次ページ表による)。

「リサイクルの質・用途の高度化」

- ・再商品化製品およびその利用製品(フレーク・フラフやペレット、最終利用製品等)の高度化に資する指標群

「環境負荷の低減効果等」

- ・ 以外で、再商品化プロセス、他工程利用プラスチックの処理等における環境負荷の低減等に資する指標群

「再商品化事業の適正かつ確実な実施」

- ・ および 以外で、適正な事業運営と情報公開に資する指標群

3. 評点の重み付けについて

第一に事業の本質である「リサイクルの質・用途の高度化」、次に「環境負荷の低減効果等」、そして「再商品化事業の適正かつ確実な実施」の順で重み付けする。

4. その他

- (1) 公平・公正な評価とするために、現状では評価者の判断を要するような評価指標は設定していない。また、客観的事実に基づく評価とするため、実績値を対象とした定量化を行うこととした。
- (2) 総合評価指標の中には、時間的、技術的制約等から本年度の実施が困難なものもある。これらについては、継続検討し次年度以降に採用可否と内容を通知する。
- (3) 評価基準や重み付けについても、今後の審議会議論等を踏まえ見直すことがある。

総合的評価の評価項目と評価重点

H21.10.16

分野 得点	分野 内%	評価項目	定義	採点方法(満点=1点として説明)	備考	評価実施	H22入札対応	
50点	20	単一素材化	単一素材化(PE,PP,PS,PET)の合計実施量	(PE,PP,PS,PET)の販売量合計/全販売量、優先事業者中で 最大値=1、最小値=0とし、正規化	H23より、NMRによる成分濃度判定を検討	2	採用	
	20	高度な利用	1回/年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」(パー ジ代替性含む)として認定された利用を実施している量	認定された用途を再商品化製品総量の20%以上=1点 10%以上=0.5点	エコマーク取得、グリーン購入、成形品JIS合致等の販売実績 も審査対象。 次年度より再商品化製品利用製品ごとに申告を受付予定		H22はエコマーク取得、グリーン購入対象販売 実績のみを認めて、加点する。	
	20	品質管理手法	社内品質管理体制が確立されていること	品質管理基準・QCツールの適用等の実施、ISO9001取得等 で、1点	測定頻度の評価については、今後コスト面からも慎重に検討 する			H22は再商品化事業でのISO9001認定書、社 内品質保証/管理基準書、過去6ヶ月の製品 性能のパラッキが示せる測定データの提出の いずれかがある場合のみ加点する
	20	塩素%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中 の塩素%	(優先基準値-測定値)/(優先基準値)	優先判定のための測定値(1回目)を使用。1回目不合格の場 合、優先判定は2回目のサンプリング/測定を行うが、本評価 では全て1回目の測定値を評価		採用	
	20	主成分%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中 の主成分%	(測定値-優先基準値)/10			採用	
	-	-	異物%	再商品化製品中の異物%		異物測定方法の確立、規格化が必要 「品質基準(保証)」として、売り先との取決め/管理票を評価 するなども含め、要検討	未定	
30点	-	製品売価	再商品化製品の売価		売価の確認方法等を検討する必要あり	未定		
	50	環境負荷データ把握	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理や他の排出物(排水や 汚泥、その他)、および工程の環境負荷を把握し協会に報告し ていること	測定、報告の項目内容、数等を勧奨し評点	各種廃棄物量、水使用量、排水量、電力消費量等に重み付け が必要かを含め要検討		H23より実施予定 (H22は評価せず、配点しない)	
	30	他工程利用プラの高度な 処理方法	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理におけるエネルギー利 用効率が高いこと	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理先のエネルギー効率を 報告、設定値より高い時、1点加点。				H22は、エネルギー回収実施が確認された場 合は加点する
	-	複数回リサイクル等	再商品化製品利用製品のリサイクルがなされていること		複数回リサイクルは~5年程度の継続的な実施がなされない と判定できない。リサイクルの定義がない。要検討		未定	
	20	環境管理手法	ISO14001取得 (類似の公的認定等を含む)	取得=1点、なし=0点	再商品化に関連する施設が対象であること 環境省・エコアクション21、各自治体が設定する同義の認定制 度等(製品認定は除く)も対象とする			再調査(10月)結果を評価して採用
	30	使用明示	使用製品名の報告・情報公開を行っていること	自ら公開=1点、なし=0点	協会への報告とは別に、自社独自(HP等)での積極的な公開 を評価			調査(10月)結果を評価して採用
20点	-	利用先公表	利用事業者名の公表ができること		中間とりまとめでは「現時点では~中略~指標として求めない ことが妥当」とあり、さらに検討	未定		
	30	見学推進活動	見学会を実施していること	実施=1点	計画達成度合いや頻度(実施回数)前年対比等を勧奨する 等、次年度以降、要検討		採用	
	30	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること	あれば、1点	HP、パネル展示、年次報告の公開等の項目を評価			調査(10月)の結果を評価(アビールポイント)
	10	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」 の有無	業務改善指示受け 0回=1点~最高回数=0点とし正規化				採用
	-	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること		内部統制システム、外部監査実施など。要検討		未定	
	総合評価		各評価値は実績(H22年度はH21.4~9月、H23年度以降は原則として前年度下期+当該年度上期の実績)に基づくものとする。H23以降に適用予定の評価内容(=測定しておくべき数値等)についても明示 し、H23以降に係るデータ取得する。					

1.分野内%は、分野得点への寄与率を表す。例えば分野得点が50点であり、分野
内%が20%である評価項目への配点は10点となる。

2. :H22より実施, :H23より実施予定, 未定:課題等を検討のうえH23以降実施の可否を判断

材料リサイクル優先事業者の総合的評価について

平成21年12月10日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

中環審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会・産構審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同取りまとめをふまえ、H22年度より材料リサイクル優先事業者の総合的評価を実施した。その評価結果は、優先枠内での落札可能量に対して以下のように反映される。なお、総合的評価結果の詳細は、Reinsによる落札可能量等以外に、別途郵送にて通知する（各優先事業者宛）。

1. H22年度 入札方法概要（下図参照）

(1) H22年度入札では

優先枠=市町村申込量/2=A枠（競争率を1.05程度に設定）+B枠

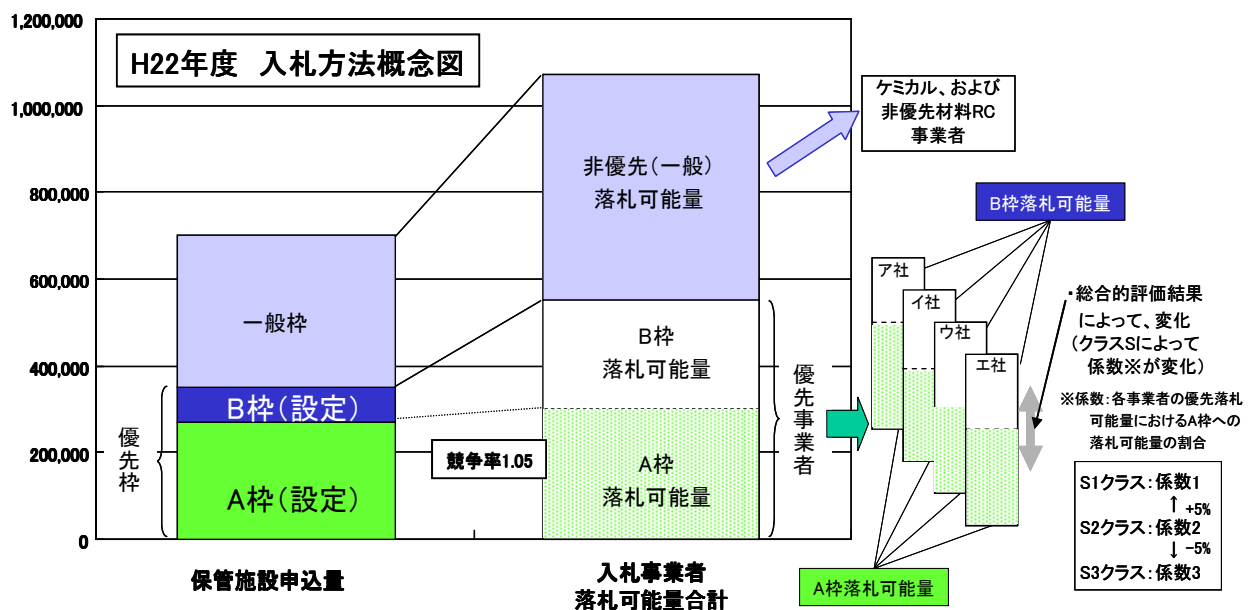
一般（非優先）枠=市町村申込量/2

(2) 優先枠内のA枠、B枠

優先枠は、さらにA枠、B枠に2分割され、H22年度はA枠の総量（設定）:B枠の総量（設定）=4:1とする。

(3) A枠、B枠への落札可能量

- ・優先事業者各社は、それぞれA枠への落札可能量を有し、各社の優先落札可能量からA枠落札可能量を引いた量がB枠への落札可能量となる（優先事業者をA、Bに振り分けるのでは無いことに注意）。
- ・優先事業者各社のA枠落札可能量は、総合的評価結果の順位によって3クラス（優良なものから、S1→S2→S3クラス）に分けられ、それぞれのクラスによって決められた「係数」（各事業者の優先落札可能量におけるA枠への落札可能量の割合、下図参照）によって定められる。なお、S1とS2、S2とS3の係数の差はそれぞれ5%とする。
- ・A枠への落札可能量（全社）合計は、入札競争率が1.05程度となるように係数が決められている。



2. 激変緩和措置

- ・今年度は初めて「A 枠」が導入されるため、事業者毎に、H21 優先的取扱いを受けた量と H22 優先 A 枠での落札可能量の激変を緩和する。
- ・激変緩和の方法は各社毎に以下の式による

激変緩和後の各社の H22A 枠落札可能量＝

$$\{ \text{〔上記、1. (3) による「A 枠落札可能量」} \times 2 + (\text{H21 優先落札可能量}) \times 1 \} \div 3$$

- ・ただし、上記激変緩和措置により上記、H22A 枠落札可能量が、1. (3) による「A 枠落札可能量」よりも少なくなる場合はこの措置の適用は行わない。
- ・また、激変緩和後の落札可能量合計が変化するため、A 枠での入札競争率が一定 (1.05 程度) となるように A 枠の総量を再設定する (その結果、B 枠の総量と入札競争率も変化する)。

3. 優先 → 非優先への変更

- ・入札前の一定期間 (下図参照)、自らの優先資格を放棄し、非優先 (一般入札枠) となる変更を認める。
- ・変更 (優先放棄) を希望する事業者は、協会にメールまたは FAX にて申告すること (期日時厳守)。

メールアドレス：sagi@jcpra.or.jp FAX:03-5532-8515

- ・協会では、この情報により A 枠での競争率を一定 (1.05 程度) とするため、A 枠を再度設定する。
- ・再設定後の A 枠量/B 枠量および一般枠と各入札競争率等は下図のように全社に通知する。

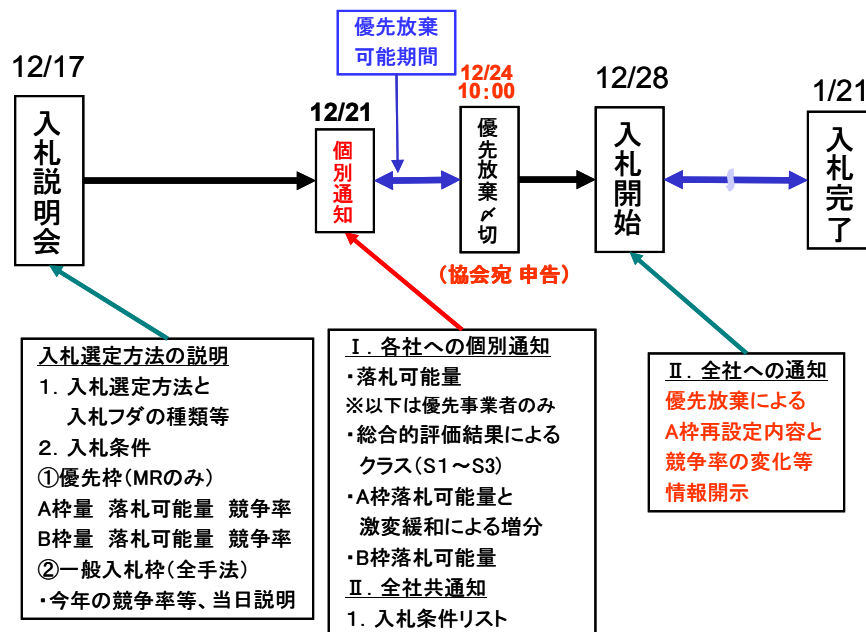
※以上の措置のためプラ容器包装のみ、入札開始日が従来とは異なり他素材より遅れるので注意願いたい。

4. A 枠・B 枠への入札時の注意

- ・A 枠入札フダ、B 枠入札フダは、同一の保管施設への入札はできないので、注意されたい (同一の保管施設への入札禁止 (資料2参照) 原則による)。

5. 入札に必要な数値情報、および総合的評価結果の通知と入札日程について

- ・以下に図示した入札日程に従い、入札前に必要な情報を通知する。



- ・また入札開始後、別途郵送にて総合的評価結果を通知する (各分野の個別得点/平均点等)。この内容は、各社今後の取組計画策定への参考としていただきたい。

以上

確 認 書 (見本)

市町村〇〇〇(以下「甲」という。)と財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「乙」という。)とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき甲乙間で締結した平成22年4月1日付業務実施契約(以下「原実施契約」という。)及び同日付け業務実施覚え書き(以下「原実施覚え書き」という。)の内容の補足及び修正について、次のとおり合意する。

(確認書の趣旨)

第1条 この確認書は、甲から分別基準適合物を引き取り再商品化を実施している再商品化事業者に対して甲が行う再商品化履行確認に関し、原実施覚え書き及び原実施契約の補足、修正について取り決める。

- 2 甲及び乙は、再商品化事業者における再商品化履行確認の甲による適切な実施が、ひいては適正な再商品化の推進に資するとの認識を共有する。

(確認書の適用)

第2条 この確認書は、分別基準適合物のうちプラスチック製容器包装に関して適用する。

- 2 この確認書は、原実施契約及び原実施覚え書きの一部を構成しこれらの有効期間中有効なものとし、この確認書に定められないその他の事項については原実施契約及び原実施覚え書きの規定がそのまま適用されるものとする。

(原実施契約および原実施覚え書きの補足)

第3条 原実施契約及び原実施覚え書きに、新たに次の条項を加える。この場合において、原実施覚え書きについては、新たに加える条項で、その条項番号が「第14条」とあるのは「第12条」と、第1項中「本契約」とあるのは「この覚え書き」とそれぞれ読み替える。

新たに加える条項：

(再商品化履行状況の現地確認)

第14条 甲は、本契約に基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認(以下「現地確認」という。)を行うことができる。

- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前に書面で通知するものとする。乙は、再商品化事業者と協議の上、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整の上、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等(再商品化事業者が乙に提出した控え)について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。

- 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

(条項の修正、差し替え)

第4条 原実施契約第14条を第15条とし、次のとおり修正のうえ差し替える。また、原実施覚え書きについては、下記の差し替える条項において「第15条」とあるのを「第13条」に、「本契約」とあるのを「この覚え書き」とそれぞれ読み替えを行い、原実施覚え書き第12条の規定と差し替える。

差し替える条項:

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

(条項番号の繰り下げ)

第5条 この確認書第3条により原実施契約及び原実施覚え書きに条項が新設されることに伴い、原実施契約第15条を第16条(原実施覚え書きにおいては第13条を第14条)とし、以降1条ずつ条項番号を繰り下げる。

この確認書締結の証として、本書二通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、それぞれ各一通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲:

東京都港区虎ノ門1-14-1郵政福祉琴平ビル

乙: 財団法人日本容器包装リサイクル協会
理事長 ○ ○ ○ ○

情報発信ご協力のお願い

～住民からの信頼性・透明性の向上に資するために～

(財) 日本容器包装リサイクル協会

1

環境省「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会（第1回：H20.7.30～5回：H21.6.17）」
中間とりまとめ（H21.6.30）

平成12年の容器包装リサイクル法の完全施行以降、消費者のリサイクルへの意識は年々高くなってきた

どのようにリサイクルされているのか等、制度の透明性について十分でないことが指摘され始めてきた。（特に、プラスチック製容器包装について）

容器包装廃棄物を容器包装リサイクル法のシステムに載せるという最初のステップで消費者の分別排出が重要な役割を果たす

消費者は分別排出を行う担い手であり、消費者の協力が得られるよう制度の信頼性の向上を図ることは制度の根幹に関わる重要な課題

再商品化製品がどのように利用され最終製品となっているかという情報公開の検討

2

情報公開関連

- ・ 容リ協会は、容器包装リサイクルに関する相当程度に詳細なデータを既に公表。
- ・ しかし、一般の消費者まで周知されているとは言い難い。
- ・ そこで、

3

情報公開に係る措置

- ・ 容リ協会は、住民に対する啓発を日常的に行っている市町村に対して、市町村が利用しやすい形で情報提供を行なう。
- ・ 市町村は、容リ協会により提供される情報も踏まえ、分別収集された当該市町村の容器包装廃棄物がどのような再商品化製品となり、また、その再商品化製品がどのように利用され、何になっているのか（再商品化製品の用途）といった情報について、消費者に提供するための取組を進める。

4

平成20年度保管施設別落札再商品化事業者 および用途分野(実績) ～19年度より公表～ (プラスチック製容器包装:宮城県の一部) 再商品化製品利用事業者名は同意を得た事業者のみ表示しています

都道府県名	市町村又は組合名	指定保管施設名	再商品化事業者名	契約量(トン)	引取トン数	手法	再商品化製品	再商品化製品利用事業者	用途	
宮城県	仙台市	JFE環境株式会社 仙台プラスチックリサイクル工場	新港リサイクル株式会社	9,000	8,722	材料リサイクル	PE・PP混合	相模化学工業株式会社	再生樹脂	
								JFE環境株式会社	プラスチック板	
								再生樹脂		
								株式会社シービーアール	パレット	
								有限会社テクノプラス	再生樹脂	
								新港リサイクル株式会社	棒・杭・擬木	
	有限会社日泉	再生樹脂								
	塩竈市	新浜リサイクルセンター	株式会社青南商事	3,970	3,958	高炉還元剤製造	高炉還元剤	JFEスチール株式会社	工業原料	
				株式会社日本アクシィーズ	545	364	材料リサイクル	PS	日新工業株式会社	再生樹脂
									株式会社隆昇工業	土木建築用資材
									再生樹脂	
									有限会社翼産業	工業部品
再生樹脂										
株式会社シービーアール	パレット									
有限会社テクノプラス	再生樹脂									
有限会社日泉	再生樹脂									
株式会社早稲田合成	園芸農業用資材									
再生樹脂										

5

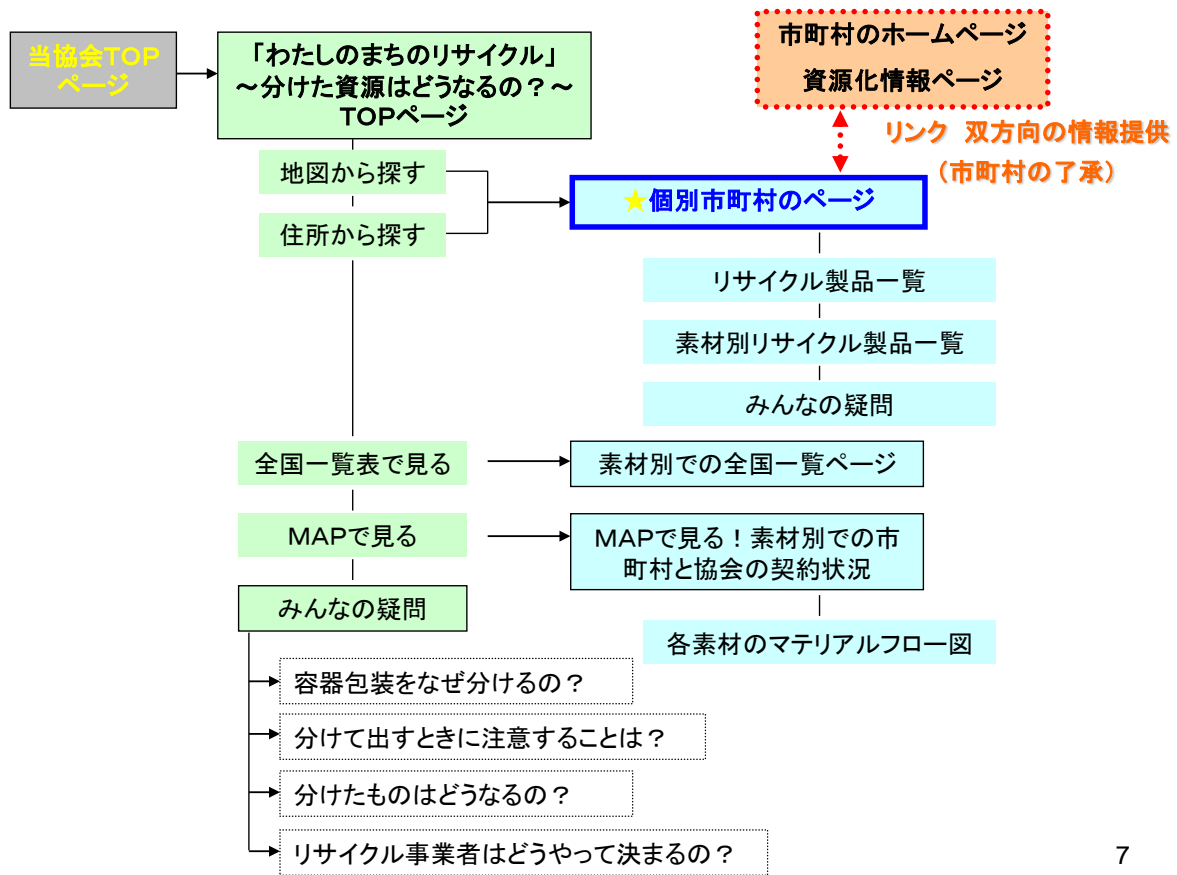
当協会ホームページ新コンテンツ紹介 「わたしのまちのリサイクル」～分けた資源はどうなるの?～



自分が住んでいる市町村で分別収集された資源は、そのあとどうなっているのか、当協会がリサイクル(再商品化)を行っている市町村について、どれくらいの量を集めて、どのような方法で、どのようにリサイクルされているのか、地図を入口として平易に検索でき、市町村ごとの情報を確認することができるホームページの新しいコンテンツを準備し、10月26日に開設いたしました。

6

「わたしのまちのリサイクル」サイト構成図



7

お願い事項

① 各市町村ホームページへのリンク設定の了承

容リ協のホームページをご覧いただいているときに、お住まいの市町村の資源物の分別関連ページについて直接見られるようになります。

② 協会ホームページ「わたしのまちのリサイクル」へのリンク設定

各市町村のホームページをご覧いただいているときに、資源化関連情報の一つとして、協会ホームページ、「わたしのまちのリサイクル」(分別し引き渡した資源物がどのようにリサイクルされているのか)が直接見られるようになります。

③ わたしのまちのリサイクルコンテンツの 広報誌等への掲載および利用・活用

④ 既存啓発ツールの利用・活用

「『元プラ』を探せ。」・「[プラ]の七不思議」
「な～るほど!リサイクル」・「なぜ?なに?リサイクル」

8